

⑮ 補償説明

(別 紙)

補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、土地調書（共通仕様書様式第11号）及び物件調書（共通仕様書様式第22号）並びに宮崎県土地改良事業用地事務取扱要領（昭和48年7月1日付け施行）第18条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び補償対象となる権利者等に対し、面接等によりことについての協力依頼を行うものとする。

2 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとする。

3 補償説明

補償説明は、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとする。